



United Nations General Assembly

配布: 一般

2020年12月26日

言語: 日本語

国連総会

Agenda item: エネルギー安全保障と脱炭素社会

Sponsor: Australia, Brazil, Canada, China, Ecuador, India, Indonesia, Iran, Kenya, Kuwait, Libya, Nigeria, Norway, Philippines, Russian Federation, Saudi Arabia, Tanzania, Turkmenistan, Ukraine

国連総会は、

2009年のピッツバーグ首脳宣言において、化石燃料を段階的に廃止することが要求され、2019年のG20で持続可能なエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合閣僚声明においてそれを再確認されたことに言及し、

化石燃料は脱炭素社会を目指すとしても、安定したエネルギー供給のためには排除できないエネルギー源であることを認識し、

2050年の脱炭素社会実現のためには、すべての国が再生可能エネルギーに関する技術及びそれを行使できる人材を有することが不可欠であることを確認し、

2030年までに達成するために掲げた持続可能な開発目標の7番が『すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能で近代的なエネルギーへのアクセスを確保する』であることを想起し、

多様でかつクリーンなエネルギーへのアクセスは持続可能な成長にとって極めて重要であることに留意し、

市場の透明性及び安定性を保証していくことが安定したエネルギーの供給に不可欠であることを確認し、

安定したエネルギーの供給のためにはエネルギー源の輸送の安全性を確保することが重要であると強調し、

エネルギー価格の安定にはすべての国が安全にエネルギーを享受できる状況が最重要であると信じ、

定期的に現状や目標を確認、設定することの意義を認め、

開発途上国では持続可能なエネルギーシステムを作るベースが整っていないことを自覚し、

脱炭素社会に移行するまでの間の段階的な措置として、天然ガスやシェールガスの導入することに賛成し、

国内の資源の輸出量が増加し、経済発展、人口増加に伴い国内の資源需要が上昇することで、国内の発電の

ために使う資源の供給が逼迫している国があることに留意し、

火力発電所や精油施設などの老朽化によって、電力会社の閉鎖が起きたり、石油を輸入することになったりしたために、火力発電によって供給される電気の値段が上がる地域があることに留意し、

国営の発電施設よりも民間の発電施設の方が効率的で安価であるということに言及し、

全ての国が安価でクリーンなエネルギーを確保できる世界を実現することが共通の目標であると再確認し、

1. 過度の価格変動が起こった際には関連国に対して以下のことを行うよう要請する；
 - a. 直ちに各地域機構と国連総会、IOSCO に対してレポートの提出
 - i. 過度の価格変動に関するデータ、情報
 - ii. 再発防止のための政策
 - iii. 勧告の策定
 - b. 上記レポートの実践及びその進展の定期的な報告
2. IOSCO（証券監督者国際機構）に以下のことを行うよう呼びかける；
 - a. エネルギー市場の更なる監視の強化
 - b. 各国政府の政策の作成の助言及び実施の支援
3. 市場の透明性を確保するため、JODI（共同機関データ・イニシアティブ）に対して石油や天然ガスに関する収集したデータを一年に一度公開するよう要請する；
4. エネルギー供給を混乱に陥れるサイバー攻撃の危険性を最小化し、エネルギー市場の信頼性及び強靱性を高めることが必要であることを思い起こさせる；
5. エネルギー輸送の安全性を確保するためすべての国に以下のことを要請する；
 - a. テロリズム等人為的な攻撃によるリスクをエネルギーの通過地点や輸送路から排除すること
 - b. 適切なエネルギー輸送をするための船舶の通行料を徴収すること
 - c. 出発地や目的地によって不合理な条件をかすなどの差別を行わないこと
6. インフレ等の影響によってエネルギー源の価格変動が起こった場合、以下のようにして価格を調整することをすべての国に奨励する；
 - a. 化石燃料補助金の削減及び追加
 - b. 燃料税の増税及び減税
7. エネルギー価格の乱高下の一因となる紛争の脅威を国際社会が一丸となって排除することが必要であることを強く主張する；

8. すべての国に IEF に参加し産油国とエネルギー輸入国の立場表明を行うことを要請する；
9. 化石燃料補助金を各国で段階的に廃止し、廃止分を以下のことに活用することを奨励する；
 - a. 再生可能エネルギーの発電設備及びインフラの整備
 - b. 再生可能エネルギーに関する研究費用
 - c. 途上国における再生エネルギーに関する職業訓練
10. 4年に一度、国連加盟国で脱炭素社会を目指すための会議を行い、以下について話し合うことを呼び掛ける；
 - a. 現状の確認
 - b. 脱炭素社会に向けての具体的な数値目標設定
 - c. 途上国に関する支援内容の再確認、必要に応じて再設定
11. 国連にて「開発途上国におけるエネルギー持続可能システム検討 WG」を新設し、開発途上国のエネルギーのインフラが安定するまで年に一度自国の GDP の 0.1% を提供することを推奨する；
12. 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）に再生可能エネルギー普及のために以下のことを要請する；
 - a. 政策の分析
 - b. 開発に関する情報提供
 - c. 化石燃料から再生可能エネルギーへの移行のノウハウの提供
 - d. 機関投資家等に対する民間資金及び投資の誘導・助言
13. 各国に、安定したエネルギーである化石燃料を併用しつつ、各国の地理的事情に応じてバイオエタノール、風力、水力、地熱、分散型で小規模な太陽光等を始めとした再生可能エネルギーの利用への移行を促進していくよう呼びかける；
14. 技術や人材を有する先進国が必要とする国に対して以下を行うことを要請する；
 - a. 安定したエネルギー供給および自然・再生可能エネルギーを普及させるための貸し出し
 - i. 再生可能エネルギーを創出するための効果が発揮されるまでの持続的な技術的・金銭的支援又は共同開発
 - ii. 上記を利用することが出来る ICT を用いた人材の派遣及び現地の人材の育成
 - iii. 脱炭素社会を目指すことの重要性を理解するための教育支援
 - b. 排出された二酸化炭素を削減できる CCS,CCUS 等の技術及び研究、また、それを実践するための金銭的支援、共同開発
 - c. 電気供給拡大の整備のための金銭的支援
15. シェールガスの採掘技術を有する先進国に対して、シェールガスが 2030 年までに安定したエネルギー源になるよう開発及び導入、支援を要請する；

16. 資源を輸入している国に対して、資源の輸入先を多様化させることを依頼する；
17. 先進国に老朽化した発電所や製油施設の改修工事の資金を援助することを要請する；
18. 先進国・新興国に 2030 年までに OECD に加盟、2050 年までに IEA に加盟し、IEA に加盟するために必要な石油備蓄義務量を達成するように依頼する。